

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の 番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置 の分類	措置 の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 の分類」 の見直し	「措置 の内容」 の見直し	各府省庁からの再検討要請 に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置 の分類」 の見直し	「措置 の内容」 の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する 回答	プロジェクト名	管理 案 番号 事項	提案主体名	都道府県	制度の所管 ・関係官庁	
0620010	旅券申請受付・交付事 務川口バスポートセ ンター特区	旅券法第2条第5号 及び同法第3条第3 項	一般旅券の申請先として住所又は 居所の所在地を管轄する都道府 県としている。		本市は、平成19年4月1日から埼玉県 の「知事の権限に属する事務処理の特例に 関する条例」に基づき、一般旅券の申請受 付等について権限移譲を受け、川口バス ポートセンターで事務を実施しているが、申 請できるのは本市の住民に限られているこ とから、近隣市の住民についても旅券の申 請交付ができるようにするものである。また、 これに伴って、本市バスポートセンターに おいて、住民基本台帳ネットワークシステ ムによる住民票の確認を可能にするものであ る。	川口バスポートセンターは、年間約19,000件の川口市民から の旅券申請書を受け、申請書は審査後バスポートセンターへ 送付し、県で作成した旅券を川口バスポートセンターにおいて交付し ている。これを川口市長に限らず、県バスポートセンターへの申請と同 様に、近隣市の住民についても旅券申請受付事務ができるように するものである。 提案理由 川口市が権限移譲を受けた旅券事務は、地方自治法第2条第2項に基 き処理しているが、近隣市の住民は遠くに川口バスポートセンター があるにもかかわらず、遠方の大宮のバスポートセンターへ行かなけれ ばならない状況であり、川口バスポートセンターで申請は出来ないの かとの問い合わせが多く寄せられている。このため、県南地区の中心に 位置し、交通の便が良い川口バスポートセンターで近隣市の住民も申 請等ができるようにすることで、広く住民の利便性の向上に寄与する とともに、より多くの方が川口市へ来ることで、駅周辺地域の活性化と にぎわいの創出につなげるものである。	D	-	提案主体からの根拠法令に旅券法が引 用されていないことからわかること より、旅券事務が都道府県から市町村 に譲渡された場合であっても、同一都 道府県内に所在する他の市町村の住民 からの旅券申請を制限する規定は旅券 法には存在せず、運用も、特例の支障 のない限り、これに従うべきと見料す るため。													1 0 3 4 0 1 0	川口市	埼玉県	総務省 外務省
0620020	外国人に関する年金 制度の見直し	社会保障に関する日 本国とドイツ連邦共 和国との協定等、 社会保障協定の実施 に伴う健康保険法、 船員保険法、国民健 康保険法及び厚生年 金保険法の特例等に 関する法律等	<社会保障協定の締結等の状 況> 社会保障協定については、ドイ ツ、イギリス、韓国、アメリカ、ペ ルギー、フランス及びカナダとの 間で発効済み、オーストラリア、 オランダ及びチエコとの間で署名 済みである。また、現在、スベ デン及びイタリヤとの間で政府間交 渉中であり、アイルランド、ハン ガリー、スウェーデン及びスイス との間では当局間協議を行って いるところ。さらに、ルクセンブル クとの間では、2008年1月に両国 実務者間で社会保障制度に関 する情報交換を行ったところであ る。 <脱退一時金制度の現状> 当事者としてコメントする立場には ない。	外国人研究者等の年金加入期間が通算される よう、日本と母国との間の社会保障協定締結 国を拡大するとともに、未締結国の外国人研 究者が受給資格期間を満たさずに帰国する情 況の脱退一時金について、在留期間5年の結 婚期間に対応した支給を行う。	世界最大の大型放射光施設Spring-8を擁し、先端分野に開いた放射光 研究が盛んされている理化学公団都市の特性を活かし、これまで外国 人研究者の受け入れ促進を図ってきた。 外国人研究者に加入が義務付けられている年金についても、その脱退 一時金の支払いに際して見直し要望があることから、社会保障協定対象 国の拡大を求めるとともに、脱退一時金支給の見直しを行うことによ り、外国人研究者の受入環境を整え、人材の集積を強化し、研究開発成 果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。 提案理由 社会保障協定により年金の二重加入等の問題の解決が図られてきてい るが、未だ協定未締結の国があり、それらの国からも実際に研究者を受 け入れている（ロシア、ポーランド等）ことから、受け入れた外国人研 究者の年金について、取扱いの格差をなくすため、早急に当該協定の締 結をお願いしたい。 また、外国人研究者に対しては、受給資格を満たさない場合に脱退一 時金の請求が可能であるが、保険料納付期間が3年までの場合はその期間 にあわせて段階的に脱退一時金が支給されるものの、3年以上では一定額 が支給されない。脱退一時金は納付した保険料の一部を払い戻す趣旨 であり、保険料を多く納めた人にはそれに見合う額を返還する必要がある と考えられるため、在留期間の上限の5年に合わせ、年金保険の脱退一 時金についても5年までの納付期間に対応した支払いを可能としていた きたい。	<社会保障協定締結の推進について> 社会保障協定は、我が国と締結相手 国との間で、外国人研究者を含む人々 の往来を促進するとの意義を有してい る。今後ともかかる観点を確認し、協 定締結に向けた取組を一層促進して いくこととしている。 社会保障協定締結については、相手 国の社会保障制度における社会保険料 の負担の規模、在留外国人や進出日系企 業等の状況、経済界からの具体的な要 望の多寡、二国間関係、我が国と相手 国の社会保障制度の違いなどを総合的に 考慮し、上で、優先度の高い国から順 次交渉を行っている。 なお、ご指摘のあったロシア、ポー ランドとは、現時点において、社会保 障協定の締結に向けた具体的な予定 はないもの、これらの国との交渉につ いても上記に照らし判断すべきものと 考えている。 <脱退一時金制度について> 当事者として回答する立場にはない。	C	I	右の提案主体からの要 望について前向きに検 討された。	外国人研究者の受け入れ環境を 整えるために、ロシアやポーラ ンドを含む多数の国との早期の社 会保障協定の締結をお願いしたい。												1 0 4 7 0 1 0	兵庫県、たつの 市、上郡町、佐 用町	兵庫県	外務省 厚生労働省